

外国人のための無料労働相談会  
(千葉県弁護士会主催, 千葉労働局後援)



1. 日 時 2021年6月29 日 (火) 午後3時~午後5時

※お申し込みは下記の電話番号またはメールアドレスまでお願いしま  
す。申し込みの電話は日本語のみの対応になります。

TEL:043-227-8431

[n-ryo@kitanara-law.com](mailto:n-ryo@kitanara-law.com)(件名に「労働相談会」と記入ください)

※当日に空きがあれば当日の相談も受け付けます

2 相談方法 ①面談 (千葉県弁護士会館にて) 千葉市中央区中央4-13-9

詳しい場所は右のQRコードを参照ください。



②電話相談 (相談当日、以下のいずれかにおかけください)

070-7793-1962 ※予約受付の番号ではありません。

070-7793-2010

070-7793-2073

3. 相談対象者 外国籍の方 (在留資格がない方も対象です)

4. 相談内容 労働トラブル全般について弁護士が相談を担当します。

(1)「給料, 残業代を払ってもらえない」

(2)「理由なく解雇された」「新型コロナウイルスを理由に解雇された」

(3)「嫌がらせを受けて困っている」

(4)「工作中に事故にあってしまった」 等

※当日は千葉労働局職員も相談内容に応じて対応予定です。

5. 通訳 (予定) 英語, 中国語, タガログ語, スペイン語, ベトナム語, タイ語

6. お 願 い (1)雇用契約書, 給料明細などの書類があればご持参下さい。

(2)対応通訳 (5. 参照) 以外の言語を使用される方は, 日本語を話せる人を同伴してください。